

法務省刑事局における死刑執行に関する通知実施要領

1 目的

この要領は、令和2年10月21日付け法務省刑総第1023号法務省刑事局長通達「被害者等に対する死刑執行に関する通知について」（以下「通達」という。）に基づく法務省刑事局から被害者等への通知手続や、通達第6、1に定める刑事局職員が行うべき手続等を定めることを目的とする。

2 定義

この要領における用語の定義は、通達の定義と同じとする。

3 実施前の事件に係る申出の受理に関する手続

(1) 申出書の受理に関する手続

ア 刑事局職員は、実施前の事件について、通知希望の申出をする者から、申出書及び通知希望者の本人確認書類の提出を受ける。

イ 申出書の提出を受けた刑事局職員は、同申出書に受理印を押なつし、同申出書を保管するとともに、その写しを申出書の受理等に関する連絡書（様式第1号）に添付して通知希望者に送付する。

(2) 通知先等の変更に関する手続

通知希望者が通知先又は通知方法を変更する場合、刑事局職員は、同通知希望者から、通知先等の変更に関する届出書及び当該事項を明らかにする資料の提出を受ける。

4 通達の実施後に死刑の裁判が確定した事件に係る申出の受理に関する手続

刑事局職員は、通達の実施後に死刑の裁判が確定した事件に関し、執行指揮検察庁の検察官から、通達第4、2、(4)及び第4、3、(2)により、連絡書及び通知先等変更連絡書を受け取る。

5 申出書等の整理

刑事局職員は、申出書の提出を受けたとき又は連絡書を受け取ったときは、死刑執行事実通知整理簿（様式第2号）に所定の事項を登載するとともに、申出番号を同申出書又は同連絡書に添付された申出書の写しに記入する。同整理簿の進行番号は、同申出書の提出を受けたとき又は同連絡書を受け取ったときに1番号を付するものとし、同整理簿の暦年による進行番号を申出番号とする。申出書その他の関係書類は、申出番号順に編てつして整理する。

6 通知に関する手続

(1) 通知の希望のあった当該死刑確定者の死刑が執行された場合、刑事局職員は、通知希望者が書面による通知を希望するときは、通知書（様式第3号）を書留、速達及び親展により送付し、通知希望者が電話による通知を

希望するときは、死刑を執行した事実、死刑を執行した日及び死刑を執行した場所を電話により速やかに通知する。

- (2) 通知の希望のあった当該死刑確定者が死刑の執行以外の事由により死亡した場合、刑事局職員は、通知希望者が書面による通知を希望するときは、通知書（様式第4号）を書留、速達及び親展により送付し、通知希望者が電話による通知を希望するときは、死亡した日及び死亡した場所等を電話により通知する。
- (3) 申出書を受理した時点で通知の希望のあった当該死刑確定者が既に死刑を執行済みである場合又は死刑の執行以外の事由により既に死亡している場合、刑事局職員は、通知希望者に対し、(1)又は(2)の取扱いに準じて通知する。

この場合において、死刑確定者が既に死刑を執行済みである旨を書面により通知するときは、通知書（様式第5号又は第6号）により、死刑の執行以外の事由により既に死亡している旨を書面により通知するときは、通知書（様式第7号又は第8号）による。

- (4) 刑事局職員は、前記(1)から(3)までにより通知を実施したときは、死刑執行事実通知整理簿の通知の実施欄にその旨を記入する。
- (5) 刑事局職員は、通知を行わないこととしたときは、死刑執行事実通知整理簿の備考欄にその旨記入する。

7 通知を終えた事案に係る検察庁への連絡

刑事局職員は、前記6による通知をしたとき又は通知を行わないこととしたときは、適宜の方法により、執行指揮検察庁の検察官又は裁判確定検察庁の検察官に対してその旨を連絡する。

様式第1号

申出書の受理等に関する連絡書

年 月 日

殿

法務省刑事局総務課

被害者等通知制度担当

担当

電話 03-3580-4111 (代表)

本連絡書添付の死刑執行に関する通知希望申出書については、 年
月 日付けで受理しましたので連絡します。

転居等の事情により通知先又は通知方法を変更するときは、同封した「通知先等の変更に関する届出書」及び変更内容の分かる資料（運転免許証の写し等）を速やかに下記申出窓口へ提出してください。

(申出窓口)

〒 100-8977

住所 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省刑事局総務課被害者等通知制度担当

(注1) 受理印を押なつした申出書の写し及び通達様式第8号を同封すること。

(注2) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第2号

死刑執行事実通知整理簿			
申出番号	第号	申出書受理日*1	年月日
ふりがな 死刑確定者氏名 (生年月日)	(年月日生)		
確定年月日	年月日		
検察院 引継ぎ元 検察院(支部)	検察院 支部		
引継ぎの日	年月日		
か ら 申出書を受 理した検察 院 (執行指揮検察院と裁 判確定検察院が異なる 場合のみ) * 2	検察院 支部		
通知の実施	通知の日	通知者官職氏名	通知方法
備考*3			

*1 検察院から死刑執行に関する通知希望申出書等の連絡を受けた場合には連絡を受けた日を記入する。

*2 実施前の事件で法務省刑事局に申出書が提出された場合は記載を要しない。

*3 通知を行わなかったときは、その理由を記載する。

*4 事例に応じ、不要の文字を削ること。

通 知 書

年 月 日

殿

法務省刑事局総務課長

通知希望の申出のありました
死刑が執行されましたので、通知します。

については、下記のとおり

記

1 死刑を執行した日

2 死刑を執行した場所

法務省刑事局総務課

被害者等通知制度担当 ○○

電話連絡先 03-3580-4111

(注意) 事例に応じ、不要の文字を削り、又は必要な訂正を加えて使用すること。

(用紙 日本産業規格A4)

通知書

年 月 日

殿

法務省刑事局総務課長

通知希望の申出のありました
死亡したため、通知します。

については、下記のとおり

記

1 死亡した日

2 死亡した場所

3 死亡事由

法務省刑事局総務課

被害者等通知制度担当 ○○

電話連絡先 03-3580-4111

(注意) 事例に応じ、不要の文字を削り、又は必要な訂正を加えて使用すること。

(用紙 日本産業規格A4)

様式第5号（執行日及び執行場所を通知する場合）

通 知 書

年 月 日

殿

法務省刑事局総務課長

通知希望の申出のありました
死刑を執行済みですので、通知します。

については、下記のとおり

記

1 死刑を執行した日

2 死刑を執行した場所

法務省刑事局総務課

被害者等通知制度担当 ○○

電話連絡先 03-3580-4111

（注意） 事例に応じ、不要の文字を削り、又は必要な訂正を加えて使用すること。

（用紙 日本産業規格A4）

様式第6号（執行済みであることのみ通知する場合）

通 知 書

年 月 日

殿

法務省刑事局総務課長

通知希望の申出のありました
みですので通知します。

については、死刑を執行済

法務省刑事局総務課

被害者等通知制度担当 ○○

電話連絡先 03-3580-4111

（注意） 事例に応じ、不要の文字を削り、又は必要な訂正を加えて使用すること。

（用紙 日本産業規格A4）

様式第7号（死亡日、死亡場所及び死亡事由を通知する場合）

通知書

年 月 日

殿

法務省刑事局総務課長

通知希望の申出のありました
死亡していますので、通知します。

については、下記のとおり

記

1 死亡した日

2 死亡した場所

3 死亡事由

法務省刑事局総務課

被害者等通知制度担当 ○○

電話連絡先 03-3580-4111

（注意） 事例に応じ、不要の文字を削ること。

（用紙 日本産業規格A4）

様式第8号（死亡済みであることのみ通知する場合）

通 知 書

年 月 日

殿

法務省刑事局総務課長

通知希望の申出のありました
外の事由により死亡しています。

については、死刑の執行以

法務省刑事局総務課

被害者等通知制度担当 ○○

電話連絡先 03-3580-4111

（注意） 事例に応じ、不要の文字を削り、又は必要な訂正を加えて使用すること。

（用紙 日本産業規格A4）